## 稲城市児童発達支援センター給食搬入特区

都道府県名: 東京都

申請主体名: 稲城市

区域の範囲: 稲城市の全域



特区の概要:

本市での児童発達に関する需要は年々増加していること から、児童発達支援センターの機能を内包する発達支援セン ター分室を開設することとしたが、旧保育施設を改修して小 規模で開始するため、施設内での給食調理は設備、運営コス ト、人員ともに負担が大きくなっている。

特例措置の活用により、調理スペースの最小化や相談・支 援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活 用による、限られたスペースでの事業運営が可能となる。ま た、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、相談・支援 に関わる専門職の充足を図ることにより、利用者の利便性だ けではなく、関係機関との更なる連携が図られ、児童発達支 援の中核として支援の向上も期待される。

の特例措置:

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認 事業



旧保育施設を活用した 児童発達支援センター



市民・支援者向けの 発達支援講座の様子